

# 銚子市企業立地等促進事業補助金 補助要領

銚子市観光商工課産業振興室  
(令和6年4月1日改訂)

# 目 次

1 事業の目的について	．．．．． P. 1
2 補助対象施設等について	．．．．． P. 1
3 市内において新たに事業を行う場合	．．．．． P. 2
(1) 土地、建物等を取得 (新規所有型補助金＋雇用創出補助金＋通信費等補助金)	．．．．． P. 2
(2) 土地、建物等を賃借 (新規賃借型補助金＋雇用創出補助金＋通信費等補助金)	．．．．． P. 2
4 既存の工場等の再投資を行う場合	．．．．． P. 3
5 手続きの流れ・申請方法について	．．．．． P. 4
(1) 立地等計画認定申請書の提出	．．．．． P. 4
(2) 操業開始届の提出	．．．．． P. 4
(3) 交付申請書の提出	．．．．． P. 5
(4) 実績報告書の提出	．．．．． P. 6
(5) 補助金の交付の決定を受けた者の義務等	．．．．． P. 6
(6) 補助金支給までの基本的な手続きの流れ	．．．．． P. 8
※ 補助対象期間の考え方	．．．．． P. 9

## 1 事業の目的について

本市において新たに事業を行う者及び既存の工場等の再投資を行う者に対し、補助金を交付することによって、企業立地の促進及び雇用の確保を図り、本市の経済振興に資することを目的とします。

## 2 補助対象施設等について

「新規所有型企业立地事業」、「新規賃借型企业立地事業」及び「再投資事業」の補助対象となる施設は、次のとおりです。

補助対象施設	条 件
製造業の用に供する施設	日本標準産業分類(平成 25 年総務省告示第 405 号。以下この表において「産業分類」という。)に定める製造業の用に供する施設(企業が製造業に係る研究開発を行うための施設を含む。)
流通加工施設	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成 17 年法律第 85 号)第 2 条第 1 号に規定する流通加工に係る業務を行う施設
植物工場	施設内で植物の生育環境を制御して栽培を行う施設園芸のうち、環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御及び生育予測を行うことにより、野菜等の植物の計画的な生産を年間通じて行うことが可能な栽培施設(温室等を除く。)
陸上養殖施設	魚類、貝類、藻類、甲殻類及びその他の水産動物類を陸上において生産する施設
情報サービス業	産業分類に定める情報サービス業の用に供する施設
観光業の用に供する施設	産業分類に定める公園又は遊園地の用に供する施設
宿泊業の用に供する施設	産業分類に定める旅館又はホテルの用に供する施設
市長が特に認める施設	市長がその都度定める施設

※ 次のいずれかに掲げる事業が行われる施設は、補助対象施設から除きます。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請のある者が運営に参与する事業
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業
- ・政治活動又は宗教活動を主たる目的とする事業
- ・国、県、市が出資している企業及び第三セクターが運営する事業
- ・その他市長が適当でないと認める事業

### 3 市内において新たに事業を行う場合

#### (1) 土地、建物等を取得（新規所有型補助金＋雇用創出補助金＋通信費等補助金）

市内に事業所を有していない者が、

- ① 対象施設の敷地面積が 500 m<sup>2</sup>以上
- ② 常時雇用者が 5 人以上
- ③ 市税等（地方税法第 1 条第 14 号に規定する地方団体の徴収金であって、本市が徴収するものをいう。以下同じ。）を滞納していないこと

の要件を全て満たし、市内に新たに補助対象施設を取得して立地する場合を対象とします。（雇用創出補助金又は通信費等補助金は、新規所有型補助金の対象者であることが要件です。）

区分	補助内容	補助金限度額	補助期間
新規所有型	投下固定資産に係る固定資産税及び都市計画税	上限なし	操業開始日の翌年度の 4 月 1 日から 5 年以内（操業開始日が 1 月～3 月の場合は、翌々年度の 4 月 1 日から 5 年以内）
雇用創出	雇用者数認定期間内に雇用された常時雇用者のうち、雇用者数認定期間満了日から 1 年が経過した日まで引続き市内に住所を有する者について、1 人あたり 20 万円	1 年度につき 1,000 万円	雇用者数認定期間満了日の翌日から 1 年以内（1 回限り）
通信費等	通信回線使用料等（インターネット接続費、専用回線、プロバイダー、レンタルサーバー及びドメイン利用料等を含む。）の 1/2 以内	1 年度につき 60 万円	操業開始日の翌年度の 4 月 1 日から 2 年以内

※「常時雇用者」とは、期間の定めのない雇用又は 1 年以上の有期雇用であって、雇用保険法の被保険者となります。

※「投下固定資産」とは、操業開始日前 5 年以内に新たに取得した土地、建物及び償却資産のことをいいます。

※「雇用者数認定期間」とは、操業開始日の 3 か月前から操業開始日の 1 か月後までの期間のことをいいます。

#### (2) 土地、建物等を賃借（新規賃借型補助金＋雇用創出補助金＋通信費等補助金）

市内に事業所を有していない者が、

- ① 土地、建物等を賃借
- ② 常時雇用者が 3 人以上
- ③ 市税等を滞納していないこと

の要件を全て満たし、市内に新たに補助対象施設を賃借して立地する場合を対象とします。  
 (雇用創出補助金又は通信費等補助金は、新規賃借型補助金の対象者であることが要件です。)

区分	補助内容	補助金限度額	補助期間
新規賃借型	対象施設に係る賃借料の1/2以内	1年度につき100万円	操業開始日の翌年度の4月1日から2年以内
雇用創出	雇用者数認定期間内に雇用された常時雇用者のうち、雇用者数認定期間満了日から1年が経過した日まで引続き市内に住所を有する者について、1人あたり20万円	1年度につき1,000万円	雇用者数認定期間満了日の翌日から1年以内(1回限り)
通信費等	通信回線使用料等(インターネット接続費、専用回線、プロバイダー、レンタルサーバー及びドメイン利用料等を含む。)の1/2以内	1年度につき60万円	操業開始日の翌年度の4月1日から2年以内

#### 4 既存の工場等の再投資を行う場合

立地等計画認定申請書の提出日前に、市内に事業所を有している者が、

- ① 投下固定資産が2億円以上
- ② 操業開始日の事業従事者数が立地等計画認定申請書提出日の事業従事者数以上
- ③ 市内において3年以上の操業
- ④ 市税等を滞納していないこと

の要件を全て満たし、市内に新たに補助対象施設を取得して立地する場合を対象とします。  
 ※移転を含む

区分	補助内容	補助金限度額	補助期間
再投資	投下固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の1/2以内	1年度につき1,000万円	操業開始日の翌年度の4月1日から3年以内(操業開始日が1月~3月の場合は、翌々年度の4月1日から3年以内)

## 5 手続きの流れ・申請方法について

### (1) 立地等計画認定申請書の提出

本補助金の交付を受けようとする者は、補助対象施設の操業開始日の前に、立地等計画認定申請書に次の書類を添えて提出し、市の認定を受ける必要があります。

市は、内容について審査を行い、認定の可否を決定します。

- ① 企業概要書
- ② 事業概要書
- ③ 法人の登記事項証明書
- ④ 事務所の位置図及び配置図
- ⑤ 投下固定資産の取得に係る契約書の写し又はその他取得額を証する書類
- ⑥ 事業従事者数が確認できる書類（再投資）

#### 【認定の可否】

認定されるには、次の要件の全てに該当する必要があります。

- ・立地等に関する計画に定める事業が、企業立地等促進事業補助金交付要綱第3条第1項に規定するいずれかの区分の補助対象事業の要件に該当し、又はその見込みがあること。
- ・立地等に関する計画が具体的であり、確実に実施されると見込まれること。
- ・周辺地域の環境の保全、従業員の雇用その他地域との共生を図るために必要な事項について配慮されていること。

※認定後に内容を変更しようとする場合は、事前に認定計画内容変更承認申請書を提出し、市の承認を受ける必要があります。市は、変更内容について審査を行い、承認の可否を決定します。

※認定を受けた計画を中止し、又は廃止した場合は、速やかに認定計画中止（廃止）届を提出してください。

※認定を受けた場合でも、次のいずれかに該当した場合は、認定を取り消すものとします。

- ・偽りその他の不正の手段により認定を受けたとき。
- ・認定を受けた計画が必要な要件に該当しなくなったとき。
- ・認定通知を受けた日から1年を経過しても対象施設の整備に着手しないとき又は同日から3年を経過しても操業を開始しないとき。

### (2) 操業開始届の提出

操業開始日から30日以内に操業開始届を提出してください。

(3) 交付申請書の提出

操業開始届を提出した者は、各補助金の交付申請期限までに、各書類を添えて交付申請書を提出してください。（補助対象経費にかかる消費税及び地方消費税は、補助対象に含まれません。）

区分	交付申請期限	添付書類
新規所有型	固定資産税及び都市計画税の納税通知書を受け取った日から3か月以内又は納税通知書が送達された日の属する年度の2月末日のいずれか早い日まで。 (ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。)	①直近の決算書類 ②その他市長が必要と認める書類
新規賃借型	補助金の対象となる年度の8月末日まで	①直近の決算書類 ②賃貸借契約書の写し ③その他市長が必要と認める書類
雇用創出	雇用者数認定期間満了日から1年が経過した日から3か月以内	①新規及び転入雇用者数届出書 ②雇用が確認できる書類 ③その他市長が必要と認める書類
通信費等	補助金の対象となる年度の8月末日まで	①対象施設に係る通信回線使用料等の金額を証する書類 ②その他市長が必要と認める書類
再投資	固定資産税及び都市計画税の納税通知書を受け取った日から3か月以内又は納税通知書が送達された日の属する年度の2月末日のいずれか早い日まで。 (ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。)	①直近の決算書類 ②投下固定資産額が確認できる書類 ③千葉県立地企業補助金交付要綱第3条第3項の規定による知事の認定を受けている場合にあっては、当該知事の認定を証する書類の写し及び立地計画の認定申請書の写し ④その他市長が必要と認める書類

#### (4) 実績報告書の提出

補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、交付決定のあった日の属する年度の末日までに、各書類を添えて実績報告書を提出してください。

区分	添付書類
新規所有型	市長が必要と認める書類
新規賃借型	①賃借料の支払が確認できる書類 ②その他市長が必要と認める書類
雇用創出	①新規及び転入雇用者の名簿 ②雇用が確認できる書類 ③その他市長が必要と認める書類
通信費等	①対象施設に係る通信回線使用料等の支払が確認できる書類 ②その他市長が必要と認める書類
再投資	市長が必要と認める書類

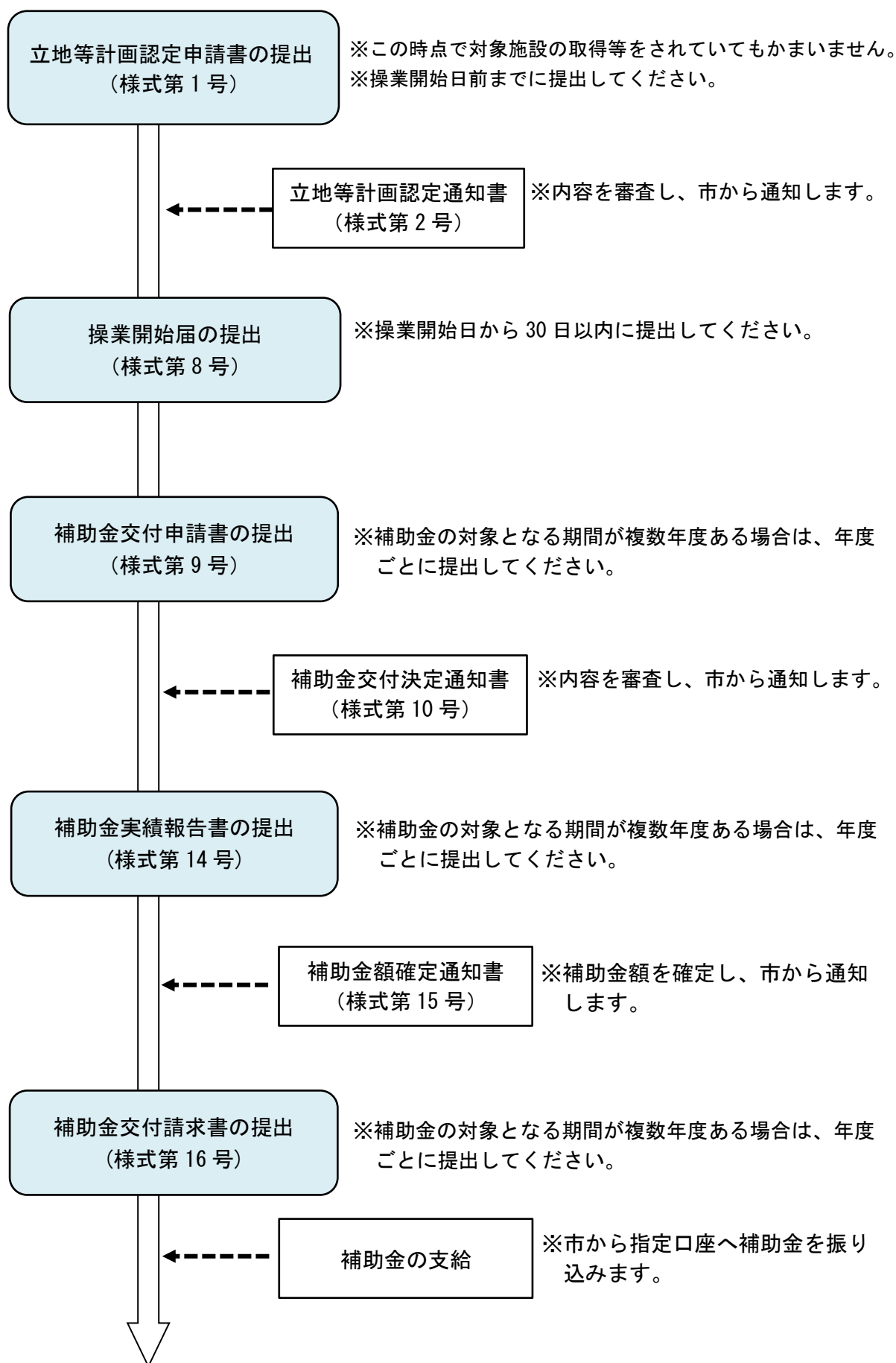
#### (5) 補助金の交付の決定を受けた者の義務等

- ① 補助金の交付の決定を受けた者は、操業開始日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日（3月31日）までの間、市長が求めたときは事業の遂行状況を報告する必要があります。
- ② 補助金の交付の決定を受けた者が、次のいずれかに該当すると認められる場合は、交付決定を取り消し、又は交付決定の内容を変更し、既に交付した補助金がある場合は、その全部又は一部を返還していただくことになります。
  - ・企業立地等促進事業補助金交付要綱に違反したとき。
  - ・企業立地等促進事業補助金交付要綱第3条に規定する要件を欠くに至ったとき。
  - ・対象施設の操業を中止し、又は廃止したとき。
  - ・偽りその他不正の手段により交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
  - ・補助金の交付期間中に、固定資産税・都市計画税を減額する更正を受けたとき。
  - ・操業に際し、重大な法令違反等があったことが明らかになったとき。
  - ・その他市長が補助金を交付することが不相当と認めるとき。

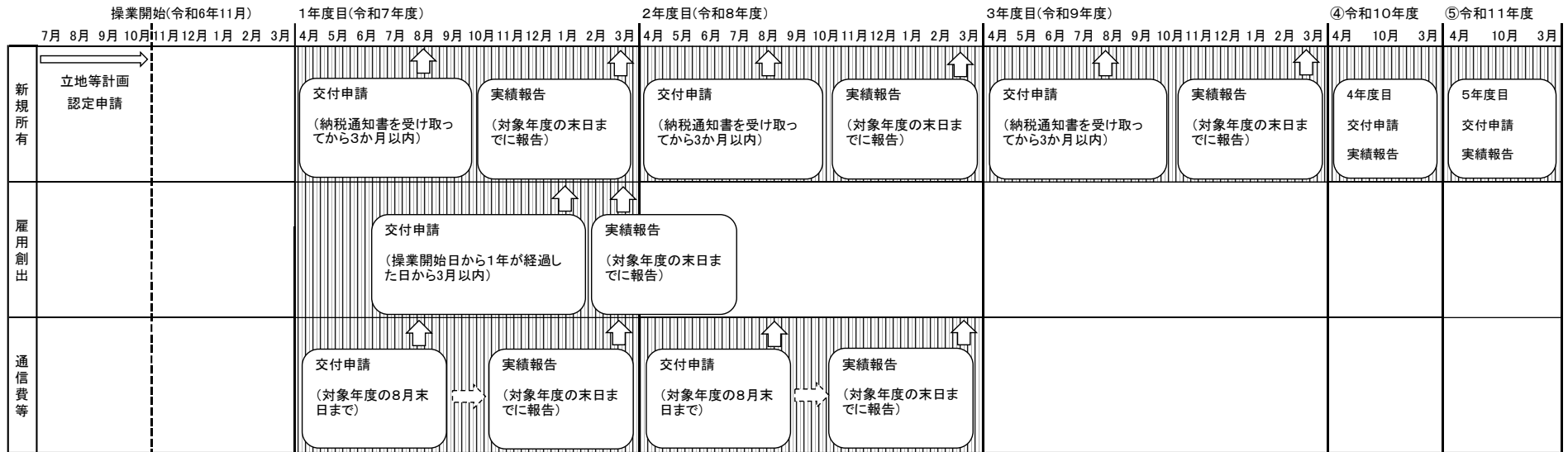


- ③ 補助金の交付の決定を受けた者は、交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の初日から5年間は、帳簿等を保存する必要があります。
- ※補助対象経費に係る収支並びに補助対象事業の経営状況及び経理の状況を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておいてください。
- ④ 補助金の交付を受けた者が、補助金の交付対象となった財産（土地・家屋等）の処分を制限する期間は、操業開始日から10年又は当該財産の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数をいう。）のいずれか短い期間となります。

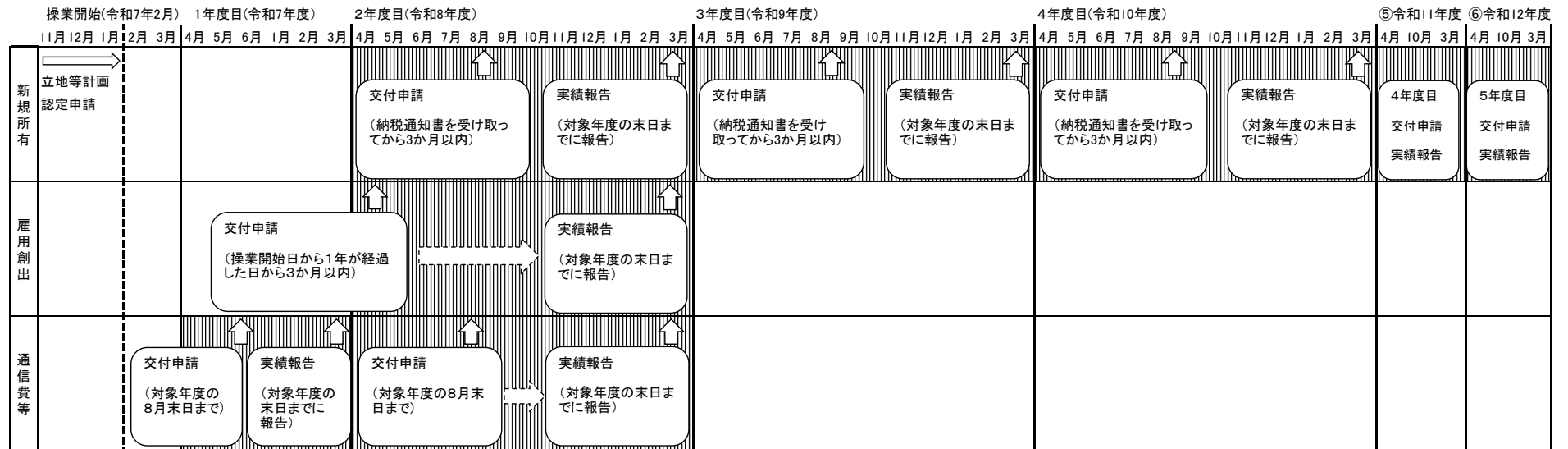
(6) 補助金支給までの基本的な手続きの流れ



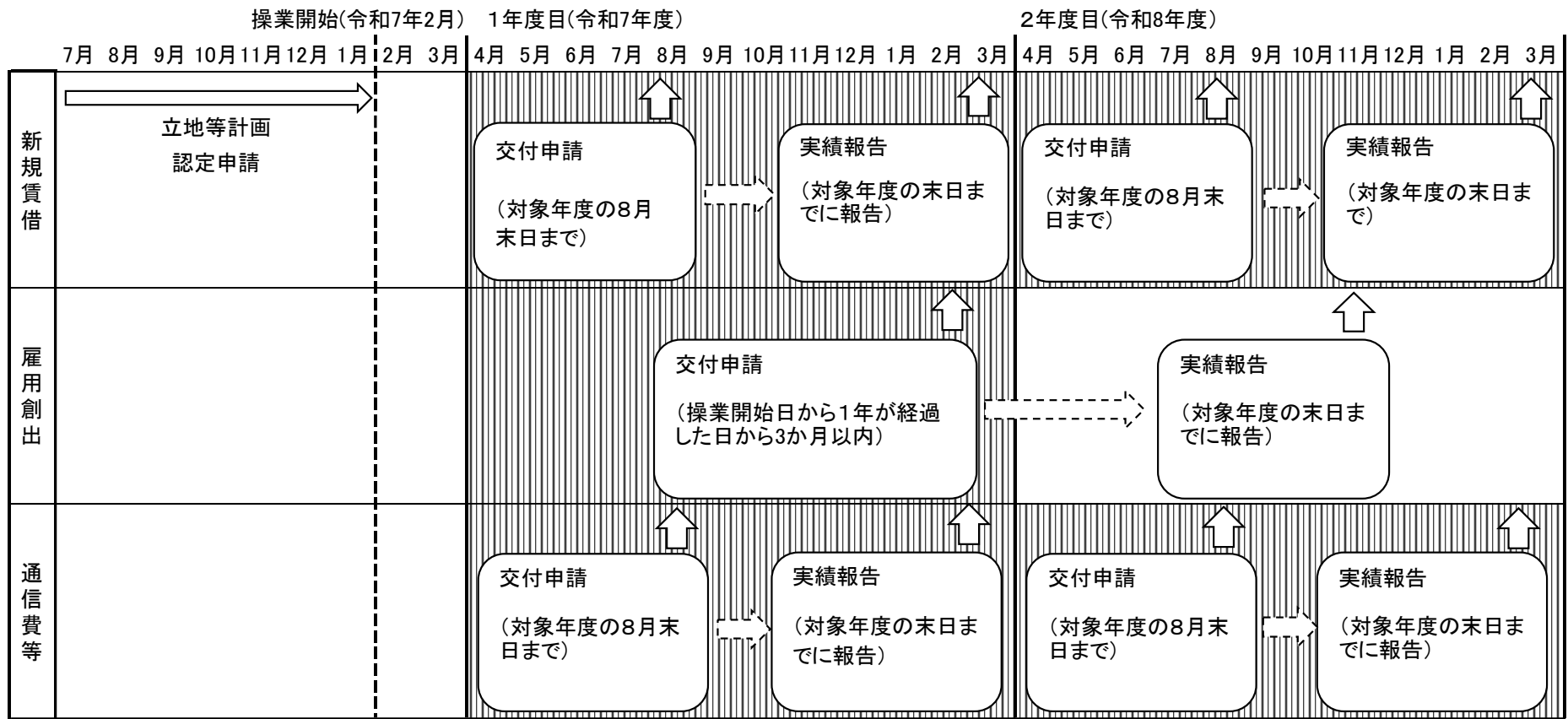
○新たに土地、建物等を取得する場合（新規所有型＋雇用創出＋通信費等 パターン1）



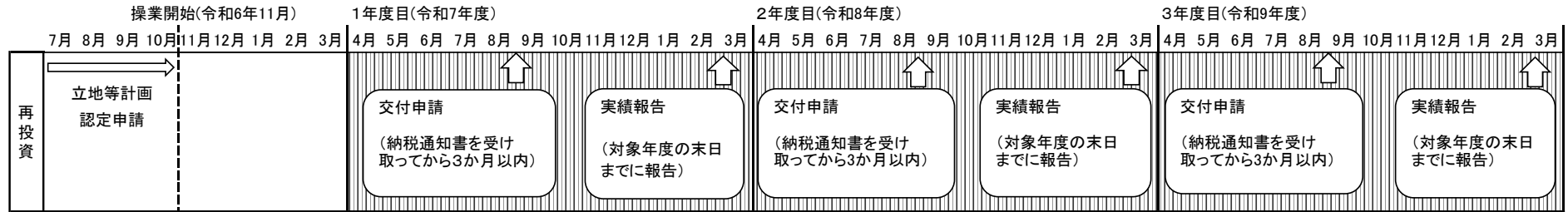
○新たに土地、建物等を取得する場合（新規所有型＋雇用創出＋通信費等 パターン2）



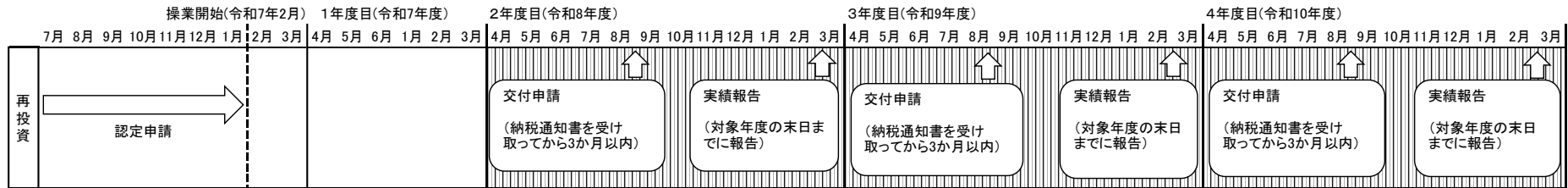
○新たに土地、建物等を賃借する場合（新規賃借型＋雇用創出＋通信費等）



○既存の工場等の再投資を行う場合（再投資 パターン1）



○既存の工場等の再投資を行う場合（再投資 パターン2）





本補助金に関する受付及びお問い合わせ先

〒288-8601 千葉県銚子市若宮町1-1

銚子市 観光商工課 産業振興室

TEL:0479-24-8932 (直通) FAX:0479-25-0277

E-mail:shorou@city.choshi.lg.jp